

九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2103125 号
令和 3 年 3 月 1 2 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2020年12月23日付け原発本第284号をもって、九州電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）の管理を行うため、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を受け、関連する下記の条文を追加又は変更する。

（追加）

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

- ・第98条の5（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）

- ・第30条の3（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

(変更)

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

・第3条（品質マネジメントシステム計画）

第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）

・第3条（品質マネジメントシステム計画）

Ⅲ. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

(1) NRの管理については、玄海原子力発電所の発電用原子炉設置（変更）許可申請書及び同添付書類に記載された発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを確認するため、第1編（運転段階）は、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）、第2編（廃止措置段階）は、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））（以下これらを総称して「保安規定審査基準」という。）に基づき、審査した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条各項及び各号を表している。

(1) 第1項第11号及び第3項第10号関係（線量、線量当量、汚染の除去等）

第1項第11号及び第3項第10号については、保安規定審査基準は、NRの取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていることを要求している。

また、当該指示文書では、NRの取扱いに関して、NRの判断の対象範囲、NRの判断方法及びNRに関する保安上の措置を保安規定に定めることを規定している。

申請者は、保安規定に「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」に関する措置を新設し、NRの判断をしようとする対象物の範囲、NRと判断する場合の措置、NRと判断されたものの管理について規定するとしている。

具体的には、以下を規定することとしている。

- ①NRの判断の対象物として、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下「資材等」という。）及び管理区域内において使用された工具類等（以下「物品」という。）とすること
- ②資材等のNRの判断にあたっては、汚染のおそれのない管理区域に設置されたものについては、適切な汚染防止対策が行われていることを確認の上で、使用履歴の記録等の確認を行い汚染がないことを判断すること
- ③汚染のおそれのある管理区域に設置されたものについては、適切な汚染防止対策が行われていることを確認の上で、使用履歴の記録等の確認を行い汚染がないことを判断するとともに、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が検出限界未満であることを確認すること
なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合、残された部位はNRとすることができること
- ④物品のNRの判断にあたっては、汚染のおそれのない管理区域で使用されたものについては、使用履歴の記録等の確認を行い汚染がないことを判断すること
- ⑤汚染のおそれのある管理区域で使用されたものについては、適切な汚染防止対策が行われていることを確認の上で、使用履歴の記録等の確認を行い汚染がないことを判断するとともに、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が検出限界未満であることを確認すること
なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていないものについては、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策及び使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、NRと判断することができること
- ⑥NRと判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行うことを保安規定及び下部規定に規定するとしている。

規制庁は、本変更について、NRに関する措置として「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を踏まえ、NRの判断の対象範囲、判断方法、保安上の措置について保安規定に適切に記載していることを確認したことから、第1項第11号及び第3項第10号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。